

茨城工業高等専門学校研究重点教員制度実施細則

平成 17 年 10 月 5 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 茨城工業高等専門学校における研究重点教員制度の実施に関しては、茨城工業高等専門学校研究重点教員制度実施規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(申請方法)

第 2 条 研究重点教員に応募を申請しようとする者は、別紙様式 1 の研究重点教員申請書を所属する各系長及び各部長を経由して、校長に提出するものとする。

(選考)

第 3 条 校長は、規則第 8 条第 1 項の審査結果に基づき、運営会議の議を経て、研究重点教員を選考する。

2 前項の選考結果は、別紙様式 2 の研究重点教員選考結果通知書により、所属する各系長及び各部長を経由して申請者に通知するものとする。

(継続審査)

第 4 条 規則第 8 条第 3 項に規定する研究業務の継続審査は、研究推進委員会で行うものとする。

2 研究重点教員は、前項の継続審査に当たり、別紙様式 3 の研究重点教員研究成果（経過）報告書を所属する各系長及び各部長を経由して、校長に提出するものとする。

3 校長は、第 1 項の継続審査の結果に基づき、運営会議の議を経て、当該研究の継続又は中止を決定する。

4 前項の結果は、別紙様式 4 の研究重点教員継続審査結果通知書により、所属する各系長及び各部長を経由して研究重点教員に通知するものとする。

(研究成果等の報告)

第 5 条 研究重点教員は、当該研究の成果を、任期終了年度の翌年度の 4 月末日までに別紙様式 5 の研究重点教員研究成果報告書により、所属する各系長及び各部長を経由して、校長に報告するものとする。

(事務)

第 6 条 研究重点教員に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、研究重点教員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年2月15日から施行する。